

## 2. 新職務発明制度

### (1) 新制度について

2005年4月1日から施行される新職務発明制度は、職務発明に係る「相当の対価」を使用者等と従業者等との間の「自主的な取決め」に委ねることを原則としている。ただし、使用者等と従業者等の立場の相違にかんがみ、定められた「自主的な取決め」によることが不合理である場合には、従前どおり、裁判所が「相当の対価」を算定することとなる。

また、その不合理性の判断は、対価が支払われるまでの全過程を総合的に判断して行われるが、対価を取り決める際の手続面が重視され、実体面は補完的に考慮される。

### (2) 手続事例集の作成

特許庁は、国会審議などにおける指摘に基づき、新制度に基づいて使用者等と従業者等が手続を行う上で参考となるように、各界から寄せられた質問や意見及び各界有識者から構成された産業構造審議会（知的財産政策部会特許制度小委員会）の意見を参考に、「新職務発明制度における手続事例集」を作成した。

この手続事例集は、新職務発明制度の立法趣旨を明確にするとともに、関係者が実際に手続を行う上で参考となる事例を提供することで、新制度への移行が円滑に行われることを意図したものである。具体的には、職務発明に関し、当事者の実情に応じた定めが策定されることを促すとともに、不合理性の判断基準について、関係者における相場観を醸成することを狙いとしている。

なお、この手続事例集は、特許庁が各界から寄せられた意見等を参考に作成したものであり、法的な拘束力はありません。

### (3) 新制度の周知

2005年4月からの新制度の施行に先立ち、新制度を広く一般に周知するとともに新制度に沿った手続きが円滑に行われることを目的として、「新職務発明制度における手続事例集」等を用いて全国各地で新職務発明制度説明会を開催した。

説明会は、各経済産業局及び沖縄総合事務局で全15回開催するとともに、団体等の要請により追加で23回開催し、総数7,000人以上の参加者があった。

### (4) 今後の対応について

2005年度も新職務発明制度の説明会を実施するとともに、新たに、弁護士（8名）による各経済産業局単位での相談会を実施する。

また、頻度の高い質問については、「職務発明制度に関するQ&A」（特許庁HP）へ反映する予定であり、さらに、必要に応じて手続事例集への事例追加等の検討をしていく予定である。